

議案第16号

契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的

平成31年2月佐倉市議会定例会の議決を経た佐倉市立井野中学校体育館大規模改修建築工事の請負の変更

2 契約の金額

変更前 2億3,544万円

変更後 237,138,840円

3 契約の相手方

佐倉市西志津五丁目14番6号

株式会社ナカムラ 代表取締役 森 勇 市

令和元年6月17日提出

佐倉市長 西 田 三十五